

工事成績評定要領の一部改正

工事成績評定要領（平成 20 年 3 月 31 日付第 200700200927 号鳥取県行政監察監通知）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すよう改正する。

改正後	改正前
<p>(成績評定の方法)</p> <p>第5 成績評定は、検査規程第7条第1項に規定する建設工事検査基準により実施した検査を基に次により行うものとする。</p> <p>1 請負対象設計金額が<u>500万円</u>以上の一般土木工事</p> <p>ア 成績評定は、「工事成績採点表」(<u>様式土2</u>)により行うものとする。</p> <p>イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表」(様式土3-1①～土3-1④、土3-4、土3-5(1)～土3-5(33)、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>(成績評定の方法)</p> <p>第5 成績評定は、検査規程第7条第1項に規定する建設工事検査基準により実施した検査を基に次により行うものとする。</p> <p>1 請負対象設計金額が<u>1,500万円</u>以上の一般土木工事</p> <p>ア 成績評定は、「工事成績採点表」(<u>様式土2-1</u>)により行うものとする。</p> <p>イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表」(様式土3-1①～土3-1④、<u>土3-3</u>、土3-4、土3-5(1)～土3-5(33)、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。</p> <p>ウ及びエ 略</p> <p><u>2 請負対象設計金額が500万円以上1,500万円未満の一般土木工事</u></p> <p><u>ア 成績評定は、「工事成績採点表」(様式土2-2)により行うものとする。</u></p> <p><u>イ アを作成する際の考査項目の項目別評定点の算出は、「工事成績評定の考査項目別運用表(様式土3-2①～土3-2③、土3-4、土3-5(1)～土3-5(33)、土3-6①～土3-6⑥、土3-7①～土3-7③及び土3-8により行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 総括監督員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)の区分欄により監督員に区分されているものについて、それぞれの様式において総括監督員が記入すべきものとされている部分を記載し、検査の際に検査員へ提出するものとする。</u></p> <p><u>エ 検査員は、ア及びイに定める様式のうち工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)の区分欄により検査員に区分されているものについて、それぞれの様式において検査員が記入すべきものとされている部分を記載した上で、「項目別評定点」(様式土1)を作成するものとする。</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> 略</p>

また、「工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)」及び「工事成績評定の考査項目別運用表」の一部を別表のとおり改正する。

附 則 (令和8年3月4日第202500273062号)

この改正は、令和8年3月4日から施行し、令和8年4月1日以降に行う工事検査及び工事成績評定から適用する。ただし、令和8年3月31日以前に中間検査及び部分引き渡し検査を行った工事については、なお従前の例による。